【別紙１】

◆　計画本文

１　平成27年度第５次（３月）変更において、人事院勧告に準じて勤勉手当の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

１　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

⑴人件費

イ　一般職給与の削減

（略）

・期末勤勉手当については、支給月数を3.3月とし、役職加算は凍結する。

（略）

【変更後】

（略）

・期末勤勉手当については、支給月数を3.4月とし、役職加算は凍結する。

（略）

２　平成28年度第１次（３月）変更において、退職手当の支給月数の上限を国家公務員準拠とする条例改正を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

＜「第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

１　事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

⑴人件費

イ　一般職給与の削減

（略）

・退職手当支給月数の上限は、平成18年度の57月から平成21年度には30月まで削減したところであるが、職員数の削減が大幅に進んだことから、平成22年度は33月とし、以降毎年３月ずつ復元し、平成30年度から条例本則の月数とする。

（略）

【変更後】

（略）

・退職手当支給月数の上限は、平成18年度の57月から平成21年度には30月まで削減し、職員数の削減が大幅に進んだことから、平成22年度以降３月ずつ復元してきたところであるが、平成28年度から条例の月数とする。

（略）

11　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意